

~2021 年 1 月号~

関西 RM タイムズは、関西企業の方に知っていただきたいリスクピックスについて、MS&AD インターリスク総研(株)関西支店が発信するレポートであり、2 か月に 1 回のペースで発行予定です。

※関西＝大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の 2 府 4 県
今号では主に、企業における火災をテーマにしたレポートをお届けします。

<本号のトピックス>

I

企業における火災事故の現況と影響

災害・事業 RM グループ 上席コンサルタント 吉村 伸啓

【要旨】

- 近年、続発している企業の火災事故について、主な事例や消防庁の統計データの紹介とともに、特徴や傾向を分析・解説。
- 火災事故により企業にどのような影響を及ぼす可能性があるかを分析・解説。合わせて防火対策の基本的なポイントを解説。

II

火災 BCP 策定のポイントについて

災害・事業 RM グループ アシスタントマネジャー 次田 昌弘

【要旨】

- 自社の工場が火災によって大きく損壊し、操業が長期間停止する事例が散見される。
- 火災によって「操業が長期間停止」する事態が発生すると、企業の存続に関わる大問題につながる可能性があるため、これらを想定した BCP の整備が必要である。
- 火災 BCP を策定するうえでのポイントを目標設定・戦略構築の観点から解説する。

III

「基本的対処方針 (1/7 変更)」を踏まえたコロナ対策のポイント

関西支店長 (兼) 主席コンサルタント 山口 修

【要旨】

- 2021 年 1 月 7 日に緊急事態宣言が発令されたのに合わせ、政府の新型コロナ対策に関する「基本的対処方針」が変更された。
- 「基本的対処方針」の内容には、企業等事業者への要請事項等も含まれているため、今後のコロナ対策実施にあたって必要と思われる項目とポイントを整理する。

IV

「あおり運転」について③ (全 3 回)

自動車 RM グループ長 岩田 幸大

【要旨】

- 最近話題となっている「あおり運転」に関して、運行管理者として押さえるべきポイントを、3 回シリーズでお届けする 3 回目。
- 今回は、「あおり運転」にかかる行政処分関連の内容と管理者として押さえないポイントについて解説。

近年、企業における火災事故が続発している。2020年12月の日本経済新聞の報道によれば、国内上場企業の工場火災件数は4年で22件に上っている。これまで安全意識が高いと言われた大企業・業種での事故も目立つ。本稿では、近年の企業における火災事故の状況、事故による企業への影響、防火対策の基本的なポイントについて整理する。

1. 近年の企業における火災事故事例

表1は、2017年以降に発生した、企業における主な火災事故事例である。多種多様の業種で発生し、名立たる企業の事例となっている。人的被害、物的被害もさることながら、休業損害、代替生産対応、サプライチェーンへの影響などの事業継続に関わる事例も少なくない。また、鎮火までに数日を要するなど火災の大規模化、避難指示など地域社会に大きな影響を及ぼす事例も目立つ。

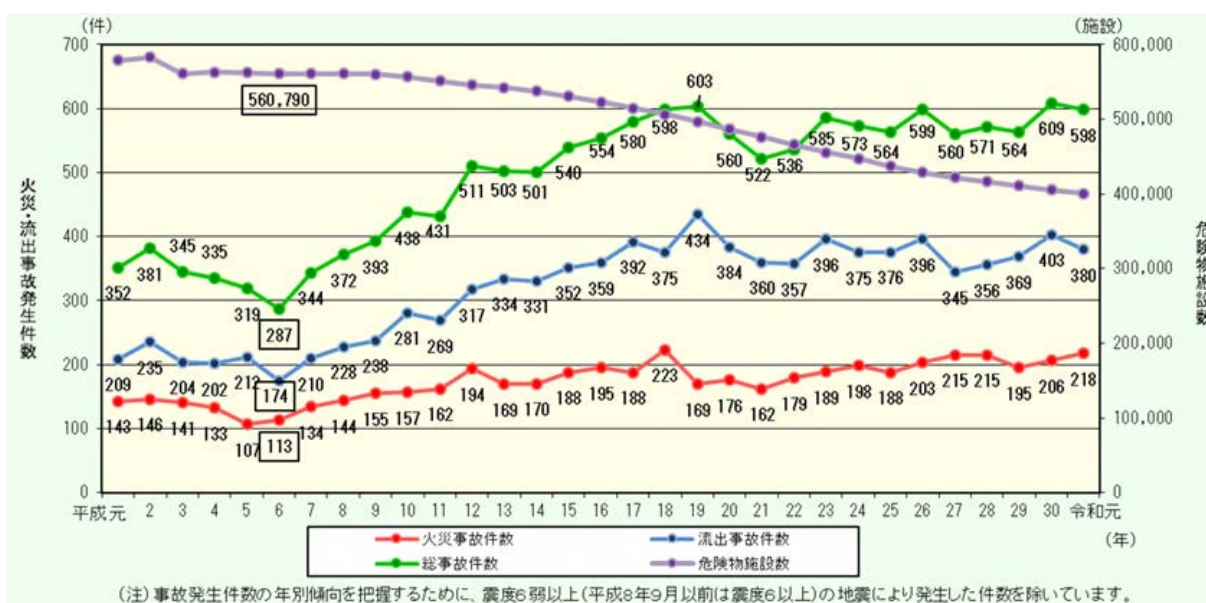
【表1】2017年以降の企業における主な火災事故事例

業種	場所	発生年	状況
製鉄業	大分県	2017年1月	➤ 厚板工場の主電気室より出火。被害が大きいラインについては操業開始まで最大8か月を要する。 ➤ 他工場や他社での代替生産を行う。
石油精製	和歌山県	2017年1月	➤ クリーニング中のタンクから火災発生。 ➤ 約9時間後に鎮火。
		2017年1月	➤ 上記事故の4日後に別の製造工程から出火。 ➤ 周辺住民約3,000人に避難指示。 ➤ 約41時間後に鎮火。
物流倉庫	埼玉県	2017年2月	➤ 焼損床面積約45千㎡、鎮火まで約12日間。 ➤ 近隣3世帯に避難勧告。 ➤ 他の物流拠点からの代替出荷。
化学工場	静岡県	2017年12月	➤ 印刷インキ用樹脂製造設備で火災。 ➤ 火災による黒煙および爆発に伴う衝撃波の発生。 ➤ 他事業所での代替生産や外部委託による生産により製品出荷継続。 ➤ 1名死亡、14名負傷。
商業施設	大阪府	2018年11月	➤ 1階サービスカウンターに保管の使用済みボタン電池からの出火。 ➤ RC造2階建ての店舗延べ約3千㎡がほぼ全焼。 ➤ 近隣保育園と介護老人施設の約180人が一時避難。 ➤ 開店前で人がなし。火は約10時間後に鎮火。
物流倉庫	宮城県	2020年4月	➤ 延床面積約43千㎡の倉庫がほぼ全焼。 ➤ 7日で鎮火。
化学工場	滋賀県	2020年6月	➤ リチウムイオン2次電池用セパレーター（絶縁膜）の工場、休止中設備の撤去工事中に爆発。 ➤ 1名死亡。
自動車工場	三重県	2020年6月	➤ ショートした配電盤から発生した火花により2名負傷。溶鉱炉停止中の点検時に発生。
飲食店	福島県	2020年7月	➤ 改装工事中に、何らかの原因でLPGが漏洩し爆発。 ➤ 1名死亡、19名負傷。 ➤ 周辺の約180棟の外壁や窓ガラス損傷。
半導体工場	宮崎県	2020年10月	➤ 4日で鎮火。原因調査中。 ➤ 工場の復旧に数か月見込み。 ➤ 世界シェア7割の製品供給が停止。

(出典：過去の報道内容をもとにインタ総研にて作成)

2. 危険物施設における火災事故件数

図 1 は、国内の危険物施設における火災事故の件数を表したものである。注目すべきは、危険物施設数が年々減少している一方で、火災事故件数は増加ないしは高止まりの傾向を示している点である。危険物施設が全ての企業を包含しているわけではないが、国内企業における火災事故の傾向として、リスクの高まりを示唆している。背景には、産業の高度化・多様化・合理化、熟練技術者の大量退職・世代交代、工場設備の老朽化、危険への感性や安全意識の低下などが挙げられる。これまでも各企業において様々な対応が図られているが、火災事故の未然防止ために不断の対応が求められる。



【図 1】危険物施設における火災事故件数の推移（出典：総務省消防庁）

3. 火災事故による企業への影響

次頁表 2 は、火災事故による企業への影響について、主要な項目についてまとめたものである。

火災事故が発生すると、物的な被害（表中①）に加え、復旧するまで売上・利益の減少（②）が伴う。また、サプライチェーンを通じて取引先へ損失が波及し、構築してきた信頼関係を損なうおそれもある。事故によって復旧断念となれば、商圈の放棄とともに、事業売却などにより技術・ノウハウの流出（③）となる可能性もある。

事故後の復旧が長期化すれば、収益力が低下し、財務基盤の劣化、更には企業価値の減少となり、経営の悪循環に陥るリスクもある（④）。

また、事故後の情報開示やお詫びなどの初動対応を誤ると、悪い風評が広がり、企業イメージの悪化につながりかねない。社会に大きなインパクトを与えるような事故であるほど、事故発生の都度、引き合いに出され、長年記憶に残るマイナスイメージ（⑤）となりうる。信頼を回復するために相当な時間を費やすことになりかねない。

さらに、製造停止や事故調査など、行政による厳しい指導（⑥）や、火災保険料への影響（⑦）も必至である。

【表 2】火災事故による企業への影響

影響	詳細
①火災・爆発による焼損の発生	➢ 工場再建のためのコスト負担 ➢ 近隣物件への被害波及 ・経営層によるお詫び対応 ・賠償責任
②事業中断による損益の発生	➢ 復旧までの売上・利益の減少 ➢ サプライチェーンへの影響 ・取引先への損失の波及 ・取引先からの信用・信頼失墜
③事業停止（復旧断念）	➢ 商圏の放棄 ➢ 既存技術・ノウハウの売却・流出
④信頼性の低下	➢ 格付の低下、株価の下落 ➢ 企業価値低下 ➢ 良いイメージが悪化
⑤長年記憶に残るマイナスイメージ	➢ 信頼回復の長期化 ➢ 大火災発生の度に引き合いに出される →長期にわたるイメージ悪化要素
⑥行政による厳しい指導	➢ 製造停止命令（製造再開までの長期化） ➢ 事故調査委員会の対応 深層原因究明と再発防止策の徹底
⑦火災保険料への影響	➢ 長期的な費用増 事故の発生状況に応じて単年度ではなく、向こう数年間の保険料に影響が生じる ➢ 発災事業部以外へのコスト波及

（出典：インタ総研にて作成）

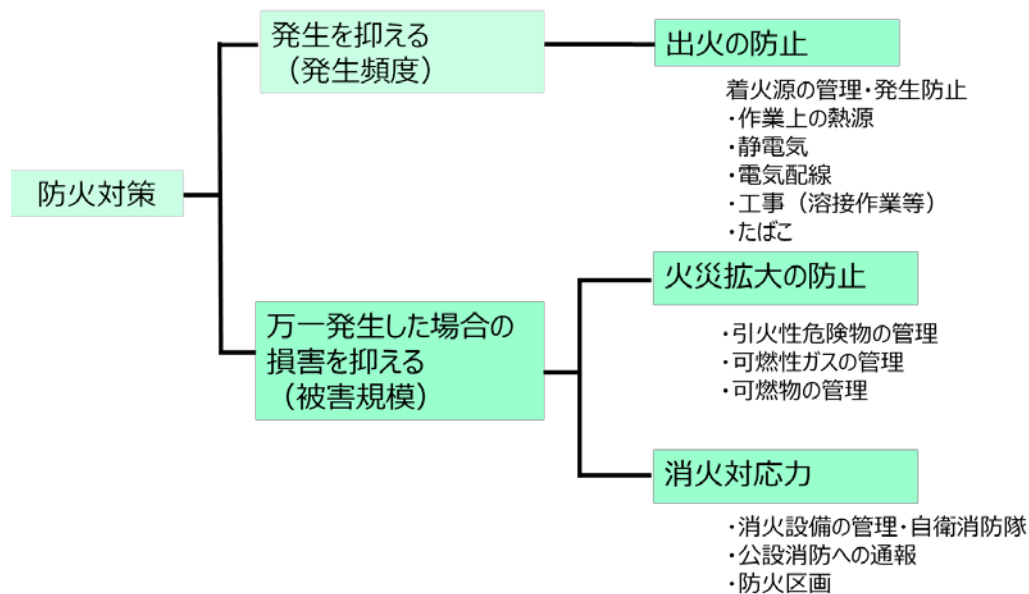
4. 防火対策の基本的なポイント

防火対策の基本的な考え方を次頁図 2 に示す。

まず何より火災の発生を抑えることが重要である。燃焼の三要素である、可燃性物質、空気（酸素）、着火源のうち一つでも除去できれば、火災は発生しない。特に、作業上の熱源、静電気、電気配線、溶接火花、たばこなどの着火源となりうるものを適切に管理し、出火しないようにしておくことが求められる。

防火対策でもう一つ重要なこととして、万一火災が発生した場合に、被害を抑え込むことである。延焼媒体となりうる引火性危険物、可燃性ガス、可燃物などについて、火災時の被害の拡大要素とならないよう日頃から適切に管理しておくことが求められる。また、火災抑制のために、消火設備の配備、自衛消防隊の編成、公設消防との連携、防火区画の設定など、消火対応力を備えておくことが求められる。

上記は、防火対策の基本的な事項であるが、企業活動において、防火方針や目標を設定の上、防火管理活動計画を策定し、PDCAサイクルを回しながら、継続的な改善をしていく体系的な取り組みが重要である。また、近年では人への意識や安全文化の醸成のために、ヒューマンファクターに着目した取り組みも求められる。



【図 2】防火対策の基本的な考え方

(出典：インタ総研にて作成)

5. おわりに

火災においては、火災を発生させない前記「防火対策」が何よりも重要であるが、火災による被害範囲は、地震や水害のような自然災害と異なり、自社のみとなる場合がほとんどであることから、火災発生時の「一人負け」を回避するための戦略等をBCP（事業継続計画）で整理しておくことも重要である。なお、BCPの詳細は後記「Ⅱ. 火災BCP策定のポイント」で整理する。

以 上

Ⅱ

火災 BCP 策定のポイントについて

1. 火災BCPの必要性

工場で火災が発生した場合、表1のとおり操業停止が長期間に渡る事例も散見される。

火災により操業停止が長期間に渡るケースは、件数は少ないかもしれないが、製品の供給が長期間に渡って停止することで納入先からの信頼を失い、結果、取引停止やシェアの大幅ダウンにより火災前の売上・利益の水準にいつまでたっても回復できないような事態も十分想定されるため、火災BCP（事業継続計画）で「工場の操業が長期間停止した場合の製品供給戦略」等を整備しておくことが必要である。

【表1】火災事故による操業停止期間

業種	場所	火災発生	操業再開	操業停止期間
輸送用機器	広島県	2004年12月	2005年4月	約4か月
非鉄金属	三重県	2014年1月	2014年6月	約5か月
鉄鋼	愛知県	2014年9月	2015年10月	約1年1ヵ月
鉄鋼	大分県	2017年1月	2017年8月	約7か月
化学	宮崎県	2020年10月	—	復旧の目途立たず

（出典：過去の報道内容をもとにインタ総研にて作成）

2. 火災BCPの策定状況

一方、火災BCPの整備は進んでいないのが現状である。

表2は、各企業におけるBCPの策定状況を想定リスク別に整理したものであるが、火災を想定したBCPの策定率は31%～45.5%と地震の半分の割合に過ぎない。

【表2】各企業におけるBCP策定状況（想定リスク別）

調査（出典） 想定リスク	インタ総研 （回答数352社） 2019年2月	経済産業研究所 （回答数2,010社） 2019年4月	帝国データバンク （回答数11,979社） 2020年4月
火災	45.50%	42.80%	31.00%
地震（直下型）	92.50%	74.30%	70.90%
地震（海溝型）		62.60%	
水災 （河川氾濫、内水氾濫、 高潮）	48.40%	54.0%	
土砂災害	22.20%		
火山噴火・降灰	20.40%		
その他自然災害 （風災・雪災・落雷等）	44.40%		
感染症	42.30%	26.40%	69.20%

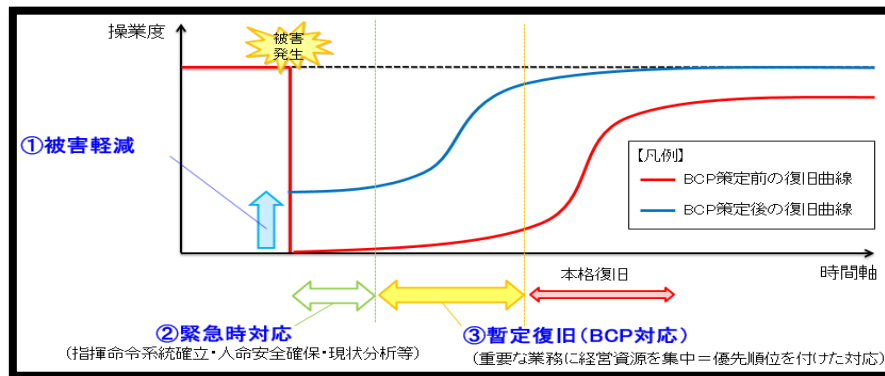
（出典：上記資料データをもとにインタ総研にて作成）

※注：策定済の企業のみならず、策定中・策定検討中の企業を含む

3. 火災BCPのポイント

(1) 前提

図1のとおり、一般的にBCPは、長期間に渡った製品供給停止を回避するために、①被害軽減、②緊急時対応（初動対応）、③暫定復旧（狭義のBCP）の3点でを整理していくことになる。火災BCPにおける①の被害軽減と、②緊急時対応（初動対応）については、その重要性は十分に認識され、消防署の指導も厚く、企業等事業者も消防計画等を実施し、訓練を繰り返して実施している等の事情に鑑み、本稿では、③暫定復旧（狭義のBCP）にフォーカスしてポイントを整理する。



【図1】BCP全体像

（出典：インタ総研にて作成）

(2) 火災BCP整備のポイント

前記「狭義のBCP」の局面では、大きな被害が発生した状況下で、限られた資源を特定の事業や業務に絞り込んで投入していく対応を実施する。

かかる対応を実施するために、製造業でいうと、①何の製品をいつまでに供給再開するのかといったBCP目標を設定したうえで、②目標を達成するための戦略と、③戦略を実行するための事前対策を整理し、④戦略を踏まえた緊急対応手順を整備していくことになるが、火災BCPにおいては、特に①と②に大きな特徴がある。以下、策定割合が高い地震BCPと比較しながら順にみていく。

①目標設定におけるポイント

BCP目標の設定は、工場でいうと、まずは、優先的に供給する製品（事業）を選定するところからスタートする。この製品（事業）の選定は、製品や事業の供給停止が会社全体に与えるインパクト（売上・利益・ブランド・社会的責任等の影響）を踏まえ実施していくが、このインパクトは、停止原因が地震であろうと火災であろうと変わりはない。よって、地震BCPを策定しているのであれば、地震BCPで選定した製品（事業）を火災BCPでも選定すればよい。

次に、いつまでに供給するかという目標（目標復旧時間）を設定していくが、この目標の設定には、「顧客がいつまで待ってくれるか（怒り出さないか）」という事情が大きく影響してくる。地震の発生については、一般的に不可抗力であると考えられている一方、火災の発生については、次頁表3のとおり自社に責があるものが多く、また、多くの企業等事業者に防火意識が浸透している状況から、不可抗力と言えない事態が多く発生することが想定される。また、地震の被害発生範囲が広範囲のエリアに渡る一方、火災による被害発生範囲は当該工場に留まり、ライバル会社は一切被害が発生していない状況も想定されるなか、「顧客が待ってくれる期間」は、地震に比べて相当早くなることは間違いない。よって、地震BCPで目標復旧時間を設定していたとしても、火災BCPのそのまま採用することは不適切で、顧客の反応を考慮したうえで、より早いタイミングでの設定をすることが求められる。

【表 3】危険物施設における火災発生原因

発生原因		2019年度	
		件数	比率(%)
人的要因	維持管理不十分	49	22.5
	操作確認不十分	25	11.5
	操作未実施	21	9.6
物的要因	腐食疲労等劣化	21	9.6
	施工不良	16	7.3
	故障	13	6.0
	設計不良	8	3.7
その他の要因	類焼	11	5.0
不明		15	6.9

(出典：令和元年度中の危険物に係る事故の概要（消防庁危険物保安室）より一部抜粋)

②目標を達成するための戦略構築におけるポイント

目標を達成する戦略は、製造業でいうと、大きく(i)被災した工場を早期に稼働させて供給を再開させる「現地復旧戦略」と、(ii)被災した工場の復旧を待たずに、在庫や代替生産等の方法で供給を再開させる「現地復旧戦略以外の戦略」の2つに分けられる。BCP戦略の構築においては、人的物的コストが相対的にかからない(i)「現地復旧戦略」が基本となるが、火災においては、前記のとおり、目標復旧時間（いつまでに供給をさせるのか）が短くなっているため、地震BCP以上に、表4事例のような(ii)「現地復旧戦略以外の戦略」を検討すべきである。

【表 4】現地復旧以外の戦略事例

企業	事例概要	戦略	操業停止期間
鉄鋼	工場で爆発事故が発生。製造機械工場建屋が損傷。他ラインでの代替生産および同業他社への生産委託を実施することで供給を継続	代替生産 同業他社への生産委託	約2か月
化学	工場で火災が発生。自社の他工場では代替生産が難しいことから、他社製の代替製品を取引先に紹介するほか、委託先への増産要請を進める。また、複数の国内外メーカーと新規での生産委託を調整することで供給を継続	他社（代替商品）紹介 委託先へ増産要請 新規生産委託先の開拓	復旧の目途立たず
ガラス・土石製品	工場で爆発が発生。十分な在庫があることや、グループ会社の他工場で生産を進めることで供給を継続	代替生産 在庫の活用	約2か月 (黒煙化炉を除く)
繊維製品	出火により製造ラインが損傷。同製品を他県にある関連会社でも生産しているほか、他社でも手掛けていることから、供給を継続	他工場の稼働率向上 他社製品を購買	約1か月

(出典：報道事例をもとにインタ総研にて作成)

4. おわりに

火災対策においては、火災を発生させない防火対策が何よりも重要であるし、また初期消火や避難対応等、消防計画で整備をしている緊急時対応（初動対応）も重要である。一方、発生頻度は決して高くはないが、火災によって工場が長期間稼働停止すると、長期間に渡って、信頼やブランド力が失墜し、売上や利益の減少する事態が発生する。そのため、本稿を参考に、火災BCPを整備して、かかる事態を回避する戦略等を整備いただければ幸甚である。

以 上

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、2021年1月7日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下特措法）第32条にもとづき、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に緊急事態宣言を発令した。また、同日、特措法18条に基づき定められる政府コロナ対策の「基本的対処方針」が、前回の緊急事態宣言が解除された2020年5月22日以来変更された。

この基本的対処方針は、緊急事態宣言下の外出自粛要請、学校・興行場・催物の制限（特措法45条）等の権限を持つ都道府県知事に対して対策の指針を提示する意味合いがあるが、感染の予防と行政の対策へ協力する努力義務（特措法4条）のある企業等事業者においても、企業等事業者への要請事項を中心にその内容は押さえておくべきである。

そこで、本稿では、この「基本的対処方針」の内容のうち企業等事業者への要請事項を中心に、以下特措法18条に定める項目に沿って、ポイント等を整理していく。

- ・新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実（⇒以下2.）
- ・新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針（⇒以下3.）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項（⇒以下4.）

2. 「新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」の記載内容を踏まえたポイント

（1）緊急事態宣言の発出・解除の考え方

今回変更された基本的対処方針では、初めて緊急事態宣言の発出・解除の考え方が提示された。

①緊急事態宣言発出の考え方

感染拡大や医療提供体制等のひっ迫状況（特に新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下、分科会）提言における「ステージⅣ」相当の対策が必要な地域等の状況）を踏まえ、全国かつ急速なまん延により国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすか否かで政府対策本部長（首相）が総合的に判断

②緊急事態宣言解除の考え方

医療体制のひっ迫状況（特に宣言対象区域が、分科会提言における「ステージⅢ」相当の対策が必要となっているか等）を踏まえ政府対策本部長（首相）が総合的に判断

ここでは、「目安である」としながらも、2020年8月7日の分科会において提言された以下「4つのステージ」（表1）と、「6つのステージ判断の指標」（次頁表2）を考慮している点がポイントとなる。

【表1】4つのステージ

ステージ	指標	構すべき主な施策（対事業者）
I	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	・リスクの高い場所への積極的な介入/指導の継続強化（クラスター発生店舗への対応等） ・テレワークの更なる推進 等
II	感染者の漸増及び医療提供体制への負担が蓄積する段階	
III	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	・指針を遵守しない酒提供の飲食店に休業要請 ・イベント開催の見直し ・人が集中する施設等における入場制限 ・飲食店における人数制限 等
IV	<u>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全</u> を避けるための対応が必要な段階	・外出自粛要請、県境をこえた移動自粛要請 ・イベント開催自粛、集会における人数制限 ・人が集中する施設等の人数制限や閉鎖 ・職場への出勤をできるだけ回避 等

（出典：分科会資料をもとにインタ総研にて作成）

【表 2】6つのステージ判断の指標（①～⑥、ステージⅢ、Ⅳのみ）

ステージ	① 病床使用率 (全体・重症者用それぞれ)	② 10万人あたり療養者数	③ PCR 陽性率	④ 1週間・10万人あたり新規感染者数	⑤ 直近1週間と前週との比較	⑥ 感染経路不明割合
Ⅲ	現時点の病床の25%以上、最大で確保できる病床の20%以上	15人以上	10%	15人以上	新規感染者数が前週超え	50%
Ⅳ	最大で確保できる病床の50%以上	25人以上		25人以上		

(出典：分科会資料をもとにインタ総研で作成)

企業等事業者におけるコロナ対策は、行政の行動計画に準じて、「事態の深刻度」に応じて対策レベルを変更する対応がトレンドだと思われるが、上記基本的対処方針の内容を踏まえると、その「事態の深刻度」判断の基準として、分科会提言における「ステージ」と「6つの指標」の考え方を組み込むことを検討することを推奨する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の主な特徴

今回変更された基本的対処方針では、新型コロナウイルス感染症の主な特徴を以下のとおり整理している。変更前（2020年5月22日）の方針では、WHOや中国の情報をベースに整理をしている項目が多かったが、今回は主に国内の情報をベースに整理をしている点が特徴で、様々な情報が日々錯そうするなか、企業における現状認識に役立つのではないかと考える。（表 3）

【表 3】新型コロナウイルス感染症の主な特徴

項目	特徴
重症化や死亡に関する特性	・重症化あるいは死亡する割合は、高齢者は高く若者は低い ・重症化あるいは死亡する割合は、春先*よりも低下傾向 *1~4月と6~8月の診断結果を比較 ・重症化割合は約1.6%（50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%） ・死亡割合は約1.0%（50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%） ・重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患*のある人 *慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満
感染させる可能性	・感染者が他の人に感染させる可能性のある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度 ・感染者が他の人に感染させているのは2割以下（8割は感染させていない）
感染局面	・「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の環境で感染リスクが高まる ・2020年10月23日分科会提言以下「5つの場面」でも感染が起きやすく注意が必要 ①飲食を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり（例：休憩時間に向かう休憩室、喫煙所、更衣室等）
変異株	・感染性が高いこと（伝播のしやすさを最大70%程度増加等）が示唆 ・重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響は調査中 ・個人の基本的な感染防策としては、従来と同様、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等を推奨
ワクチン	・2021年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指す

(出典：基本的対処方針の記載内容をもとにインタ総研で作成)

3. 「新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針」の記載内容を踏まえたポイント

(1) 社会経済活動の制限に関する考え方

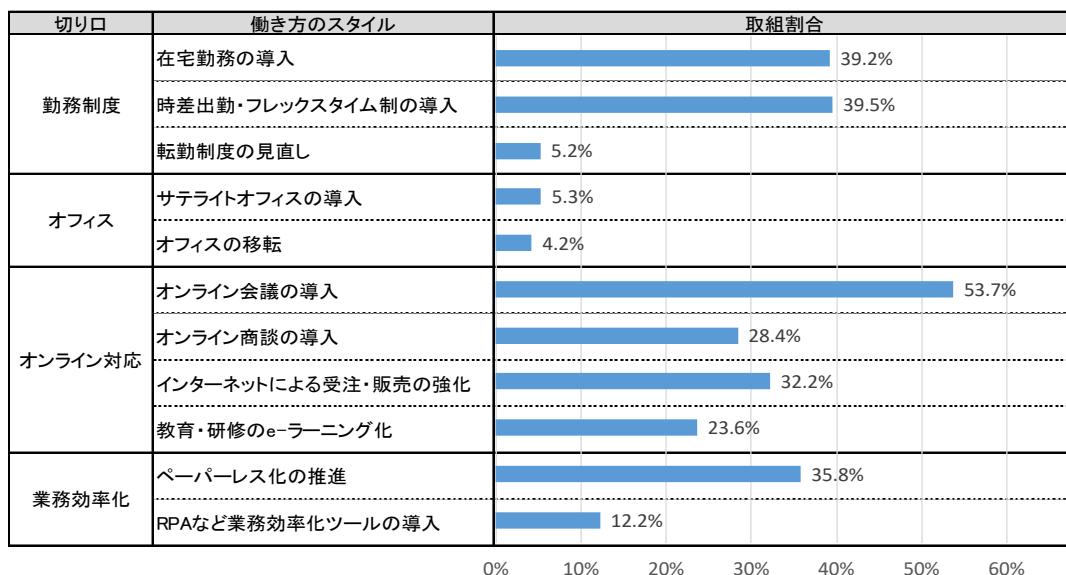
今回変更された基本的対処方針では、緊急事態宣言対象区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となる場面、具体的には「飲食を伴う場面」にフォーカスして人の流れを制限する対策を実施するとしている。

感染拡大の防止策を強化する局面にメリハリをつけたことを特徴とするが、飲食店に限らず全業種で「飲食を伴う場面」が存在することに留意のうえ、「従業員の働き方」の在り方等を検討されることを推奨する。

(2) 企業等事業者に要請をする感染拡大予防策

今回変更された基本的対処方針では、分科会が提言した「新しい生活様式（2020年5月4日）」（や「感染リスクが高まる「5つの場面」の回避」（2020年10月23日、上記2(2)参照）、業種別ガイドライン等の実践を促していくとしている。

ここでいう「新しい生活様式」は、企業等事業者に求める「働き方の新しいスタイル」として、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、広々としたオフィス、オンライン会議、対面打合せ時の換気とマスクを実践例として提示しているが、企業等の対応実態は以下のとおりである。（図1）



【図1】「新しい働き方のスタイル」の取組状況

（出典：帝国データバンク「新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査（2020年10月、n=11,689社）」
のデータをもとにインタ総研で作成）

「新しい生活様式」は取組割合はまだ低い、以下企業等が考える定着時期の見込み（図2）のとおり、コロナ禍後も当たり前となることが想定されるなか着実に推進されることを推奨する。



【図2】「新しい生活様式」の定着時期の見込み

（出典：帝国データバンク「新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査（2020年11月、n=11,363社）」のデータをもとにインタ総研で作成）

4. 「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の記載内容を踏まえたポイント

（1）外出の自粛

今回変更された基本的対処方針では、緊急事態宣言対象区域に対して、住民に不要不急の外出・移動の自粛についての協力要請を出している。「20時以降の外出自粛」と時間を明示している点を特徴とするが、後記「（3）事業者への働きかけ」にも関連してくる。

（2）催物（イベント等）の開催制限・施設の使用制限等

今回変更された基本的対処方針では、緊急事態宣言対象区域に対して、当該地域で開催される催物（イベント等）の主催者に、一定規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った開催の要請、また、特定の施設に営業時間の短縮の要請を行っている。主な施設の使用制限の内容は以下のとおりである。（表4）

【表4】営業時間短縮要請などの対象となる主な施設

区分	主な施設
午後8時までの時短を要請する施設	居酒屋を含む飲食店、喫茶店、バー、カラオケボックス 等
午後8時までの時短を「働きかけ」をする施設	劇場、映画館、百貨店など1000㎡を超える面積を持つ物品販売業、ホテル、旅館、運動施設、遊技場、博物館、美術館、図書館 等
時短等の要請をしない施設	学校、大学、保育所、介護老人保健施設、スーパーなど生活必需物資を扱う店舗、ネットカフェ、マンガ喫茶 等

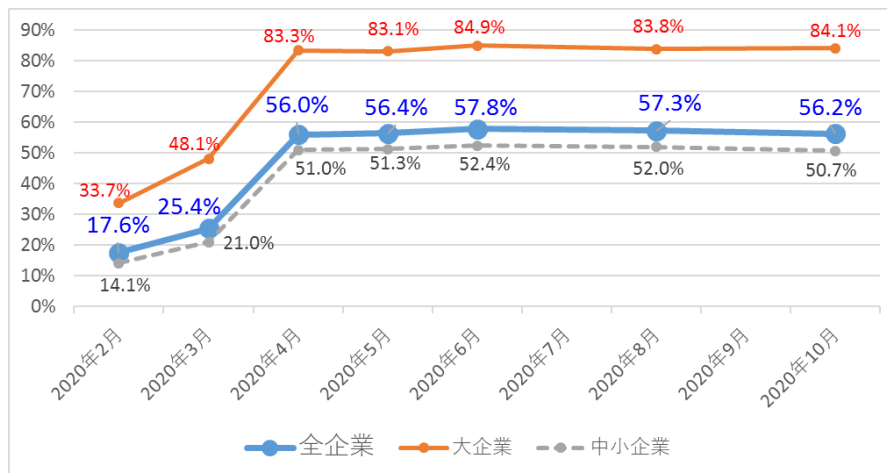
（出典：内閣官房資料をもとにインタ総研で作成）

（3）企業等事業者への働きかけ

①出勤者数の7割削減

今回変更された基本的対処方針では、「出勤者数の7割削減」を目指すことを含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等を強力に推進するように働きかけるとしているが、この内容は変更前（2020年5月22日）の基本的対処方針と変わりはない。

テレワークの実施率は次頁図3のとおり諸課題もあって横這い状態ではあるが、先に述べた「新しい生活様式」の中核をなす対策でもあることから、継続して推進していただくことを推奨する。



【図 3】テレワーク実施割合の推移

(出典：東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査第1回～第10回（第10回 n=11,076社）」のデータをもとにインタ総研で作成)

②20時以降の勤務抑制

今回変更された基本的対処方針では、20時以降の勤務抑制を働きかけるとしている。これは、先にのべた「住民に対する20時以降の外出自粛要請」を徹底するための要請と位置付けられる。

③職場における感染防止の取組

今回変更された基本的対処方針では、感染防止取組（手洗いや消毒、咳エチケット、距離確保、換気励行、消毒、症状の見られる従業員の出勤自粛、出張を減らすためのテレビ会議の活用等）、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動の徹底、業種別ガイドライン等の実践について働きかけるとしている。

変更前（2020年5月22日）との違いは、「5つの場面」と「業種別ガイドライン」について言及した程度で大きな差はないが、これら基本的な対応が感染拡大にとって最も効果が高いため、愚直に取り組んでいただくことを推奨する。

④事業の継続

今回変更された基本的対処方針では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染防止に配慮しつつ、業務を継続することを働きかけるとしている。

対象となる業種（次頁表5）は、変更前（2020年5月22日）と変わらないが、これら業種については、事業を継続することが社会的責任であることを認識したうえで、重要業務の選定等事業継続のための各種施策を講じられることを推奨する。

【表 5】緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業者

事業継続が必要な理由	主な事業
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品/医療機器/輸血/食事等治療に必要な物資/サービスに関わる製造業/サービス業 等
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設、食事提供等高齢者や障害者の生活に必要な物資/サービスに関わる製造業/サービス業 等
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営、飲食料品供給、生活必需品物資供給、家庭用品のメンテナンス、生活必需サービス、ごみ処理、冠婚葬祭、メディア、個人向けサービス（ネット環境維持等） 等
社会の安定の維持	金融、物流/運送、国防、企業活動/治安維持に必要なサービス（設備メンテナンス等）、社会基盤（河川/道路等）、行政、育児 等
その他	設備の特性上生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）等

（出典：基本的対処方針の記載内容をもとにインタ総研にて作成）

5. おわりに

緊急事態宣言の対象区域は、2021年1月13日には、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県が追加され、今後も追加される区域が予想される等、感染拡大の局面はしばらく続くと想定される。企業等事業所においては、①従業員に対する感染拡大防止、②事業継続、③社会全体の感染拡大防止の3つのバランスを考慮しながら対応方針を決めていくのが通常であるが、緊急事態宣言の対象区域においては、①③を重く考えるべき局面にあると考える。その際に、政府の基本的対処方針のポイントを整理した本稿を参考にいただければ幸甚である。

以 上

1. 直近の動向

「あおり運転」に対して立法面からの対応も必要との論議の高まりから、2020年6月に道路交通法、同7月に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（いわゆる「自動車運転死傷行為処罰法」）が改正、施行され、「あおり運転」が妨害運転という犯罪行為と定義された。

また自動車運送事業者に対しても、2020年11月に国土交通省の監督方針、行政処分基準などに「あおり運転」が追加された。事業者はドライバーに対し従前以上にルール・マナー順守について指導監督を行っていくことが求められる。

2. 自動車運送事業者の監査方針、行政処分の改正内容（2020年11月27日施行）

（1）監査方針

監査対象とする事業者のひとつとして「事業用自動車の運転者が悪質違反を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者」が規定されており、この悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反）に「妨害運転」が追加された。

（2）処分基準

営業所に対し事業停止処分がなされるもののひとつとして「事業用自動車の運転者が酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとし公安委員会から道路交通法通知*があった」かつ「事業者がこの違反行為に係る指導監督を明らかに行っていない場合」が規定されており、この違反行為に「妨害運転」が追加された。

*道路交通法の規定により、一定の違反行為があった場合は車両の使用人と監督行政庁に通知がなされる。

3. 自動車運送事業者や管理者に求められる取り組み

（1）被害を受けないために

残念なことにあおり運転に対する厳罰化や取締り強化はされてはいるものの未だ根絶されていない現状である。あおり運転で検挙された者の動機を報道や判決で見ると「頭にきた」「腹が立った」というものが多くみられる。頭に血が上ると見境がつかなくなる者が一定数いるわけでこれらから被害を受けないような運転も指導する必要がある。

①きっかけをつくらない

例えば、追越車線を走り続けたい、車線車線変更は3秒前には合図を出し目視確認などルールに則った余裕のある運転、また頻繁な車線変更や急ブレーキなど挙動が不審な車には近づかない、やり過ごすといった運転も必要である。

②関わらない

停止時に相手方が降りてきて難癖を付けてきたとしても、ドアロック・窓を閉め目を合わせないなど極力関わらないこと。また状況に応じ記録を残すことも必要である。

③危険を感じたら即通報

携帯電話やスマートフォンには緊急通報位置通知機能が備えられており、110番等の緊急通報は多くの場合発信位置が特定できるとされる。危険が迫っている場合は、場所が分らないという理由で発信を躊躇することなく、110番通報した上で係員の指示に従うことが望ましい。

(2) 防止のために

ドライバーに対しては法令で定められた指導監督を順守（各項目について計画・実施・記録）することはもとより、点呼の場等を活用してプロとして守るべきルールとマナーを繰り返し徹底し、安全運行第一の組織風土醸成が求められる。

また、ある運送事業者団体が公表しているデータによると、同団体に寄せられる苦情のうち、あおり運転等を含む危険運転に関することが8割ということである。様々な事情はあろうが、意図しない行為が危険運転として苦情に繋がっているものも一定数あると思われる。昨今はドライブレコーダーの普及が広がってきていることやSNS、ツイッターといった個人による情報発信が過去に比べ比較的容易になってきていること、また危険運転への関心の高まりなどと相まってインターネット上での炎上に繋がるケースもある。一旦炎上してしまうと、例え悪意や故意によるものでなくても反論や弁明が困難なため、一方的にダメージを受けたりその痕跡が残ってしまうことで悪影響が長く続いてしまう場合も想定される。

このような時勢のもと「しない」ことはもとより「誤解されない」運転も指導していく必要があるが、車間距離に関する指導を例にとり必要な観点を紹介する。

①車両特性の理解

トラック等の大型車両はその特性として、アイポイントが高いことやキャブオーバー型が大半であり、一般的に視界は小型車に比べ広がる。このことで視界における地面も広くなり、その結果車間距離を詰めてしまう傾向が強くなるといわれている。このような特性があることを周知させたうえで下記②の指示を行うことが必要である。また安全な駐車場などでトラックとその前に小型車を停車させ、車間距離ごとに小型車からどのように見られているかを体感させる、などの工夫も望ましい。何れも「分かっているはず」「知っているはず」で済ますことなく「腑に落ちる」「納得させる」ことが重要である。

②具体的指示・指導

あおり運転と誤認されないための他に追突事故防止等のため、車間距離の確保を指導する必要があるが、「前車とは十分開ける」「しっかり距離を置く」などとなっていないであろうか。現場における管理者の指導としてはより具体的な内容とすべきであろう。「十分」「しっかり」という指示内容は主観によるものであり、第三者から見て評価が異なりうる。このため手順や行動を明確化したり数値化し、具体的な指示をすることが求められる。例えば車間距離では「車速+〇mを目安にとる」「前車と〇秒以上を目安に開ける」などとし、白線間隔などによる距離の測り方の目安も併せて指導することでより効果を上げることに繋がる。

③チェック

運輸安全マネジメントの柱の一つであるPDCAサイクルに基づけば、管理者の指示・指導（P）、ドライバーによる実践（D）の次に、結果や遂行状況を管理者がチェック（C）することが重要である。②で行った指示・指導事項を管理者が必要に応じチェックをすること（管理者が複数の場合はその間で共有する仕組みも必要である）で、その場限りの指示とならずに定着化に繋がる効果が期待できる。更にはそのチェックした結果を踏まえて指示・指導の見直し（A）をすることで、安全性のスパイラルアップに繋がる。

あおり運転対策に限らず安全運行の実現のキーパーソンは管理者であり、その役割は増々重くなっている。組織やドライバーを守るために、改善すべき点があればまずは手を付けることからお取り組み頂きたい。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

関西支店では、関西エリアの企業に向けて、さまざまなリスクに関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研（株）	関西支店
大阪市中央区北浜4-3-1	http://www.irric.co.jp/
・災害・事業RMグループ	TEL:06-6220-2913
・自動車RMグループ	TEL:06-6220-0173

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021